省　令

○法務省令第四十六号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十三第一項中「法第二十二条の四第一項第三号から第十号までに係るもの」を「同条第七項本文の規定により期間を指定する場合」に改める。

第二十七条第二項中「第二十二条の四第七項」を「第二十二条の四第七項本文」に改める。

第五十二条の三中「入国審査官」の下に「又は入国警備官」を加える。

第五十七条の二中「法第二十二条の四第一項第三号から第十号までに係るもの」を「同条第七項本文の規定により期間を指定する場合」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「法第二十二条の四第一項第三号から第十号までに係るもの」を「同条第七項本文の規定により期間を指定する場合」に改める。

（地方入国管理局組織規則の一部改正）

第三条　地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十六　入管法第五十九条の二第一項に規定する事実の調査（在留資格の取消しに関する処分を行うためのものに限る。）に関すること。

第八条第二項の表東京入国管理局の項中「及び第八号（調査第一担当、調査第二担当及び調査第三担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務」を「に掲げる事務及び同項第八号に掲げる事務（調査第一担当、調査第二担当及び調査第三担当が分担する事務を除く。）」に改め、「）に関するもの」、「関する違反事件に関するもの」及び「調査第二担当が分担する事務を除く。）」の下に「及びこれを端緒として行う同項第十六号に掲げる事務」を加え、「前項第十五号に掲げる事務」の下に「及び同項第十六号に掲げる事務（調査第一担当、調査第二担当及び調査第三担当が分担する事務を除く。）」を加え、同表名古屋入国管理局の項及び大阪入国管理局の項中「及び背後組織に属する者に関する違反事件に関するもの並びに第十五号に掲げる事務」を「に関するもの、同項第十五号に掲げる事務及び同項第十六号に掲げる事務（調査第二担当が分担する事務を除く。）」に改め、「調査第一担当が分担する事務を除く。）」の下に「及びこれを端緒として行う同項第十六号に掲げる事務」を加える。

第十六条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項中「第十五号」を「第十六号」に改め、同表東京入国管理局横浜支局の項中「及び第十五号」を「、第十五号及び第十六号」に改める。

千歳苫小牧出張所
水戸出張所
新潟出張所
金沢出張所
静岡出張所

第二十一条の表京都出張所の項、福岡

岡山出張所
下関出張所
博多港出張所
鹿児島出張所
那覇空港出張所

空港出張所の項及びその他の出張所の項中「及び第十三号」を「、第十三号、第十五号及び第十六号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百八十号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百十四条第三項の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「第七号、第九号及び第十号」を「第八号、第十号及び第十一号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第四条第五項に規定する権限

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百八十一号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の二第二項中「市町村長」を「市町村長その他相当な機関」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。